

## 駐車及び駐輪違反者への反則金規定

2010年度通常総会議案第14号「駐車場経営細則及びバイク等駐輪場経営細則変更の件」の成立により、各々経営細則の反則金は理事会において決議するとなっていることを受け、2010年理事会は下記のように決議いたしましたので公告いたします。

### 記

1. 違反行為の審査  
団地周辺見回り業務及び理事会役員による駐車、駐輪違反警告発行報告書により、理事会が違反行為であることを認定する。
2. 違反行為の定義  
管理共有地内に許可なく放置している自動車及びバイク等を指す。  
ただし、緊急自動車、ゴミ収集車、宅配集配車を除く。
3. 反則金を課する違反の回数
  - 一. 違反警告回数が初回より累積5回となった場合は、悪質な違反者として反則金を課する。
  - 二. 警告累積回数が5回以上の違反者に対しては、3回毎に新たな反則金を追加する。
4. 反則金
  - 一. 駐車違反者は 一律3万円を課す。
  - 二. 駐輪違反者は 一律1万円を課す。
  - 三. 反則金未納者に対し、理事会は未納延滞金として管理組合経理規程第24条を準用する。また、理事会は少額訴訟を起こす権利を有する。
5. 違反者の異議申し立て  
違反者は理事会に対し、文書によるのみ異議申し立てをすることができる。
6. 本規定は、2010年9月1日より施行する。

### (補) 駐車違反と駐輪違反の具体例

#### 自動車の駐車違反

1. 車返しを含むアプローチ道路での駐車
2. 管理組合管理駐車場における無契約車両の駐車  
※除外対象とするもの：緊急自動車・ゴミ収集車・宅配集配車  
管理組合発行の駐車許可証を有する自動車

駐車： 運転手が乗車してなく、すぐに動かすことができない状態  
停車： 運転手が乗車し、又は傍らにいてすぐに動かすことができる状態

#### バイク等の駐輪違反

1. 車返しを含むアプローチ道路での駐輪
2. 自転車置き場を含む棟北側共有地内での駐輪
3. 管理組合バイク置き場における無契約バイク等  
※除外対象とするもの：新聞、郵便、デリバリーに属するバイク等

注. 電動シルバーカーは、交通法規上も自転車と同類に属することからこの規定の対象外とします。